

## 教育一般貸付

対 象 者	保護者（一定の場合には <b>学生本人も可</b> ）
限 度 額	最高 <b>350 万円</b> （一定の場合は <b>450 万円</b> ）
金 利	固定
返 済 期 間	最長 <b>15 年</b>

## フラット 35

金 利	固定
金 額	最高 <b>8,000 万円</b> （100%）
返 済 期 間	最長 <b>35 年</b> （完済時 <b>80 歳</b> 以下）
申 込 者	申込日時時点で <b>70 歳</b> 未満 年収 400 万円未満：30%以下 年収 400 万円以上：35%以下
使 途	リフォームは不可
対 象 住 宅	一 戸 建 て：70 m <sup>2</sup> 以上 マンション：30 m <sup>2</sup> 以上
繰 上 返 済	窓 口： <b>100 万円</b> 以上 ネット： <b>10 万円</b> 以上

## 財形住宅融資

購入価格の 90%以内、貯蓄残高の 10 倍以内、最高 4,000 万円

## 傷病手当金

4 日目から 1 年 6 ヶ月間 3 分の 2

## 労災保険

休業補償給付	4 日目から給付基礎日額の 60%
傷病補償年金	療養開始後 1 年 6 ヶ月経過後

## 求職者給付

日数	自己都合：90～150 日 倒産・会社都合：90～330 日
要件	2 年間に 12 ヶ月以上
待 期 期 間	7 日間 自己都合：7 日間+2 ヶ月
受 給 期 間	原則：1 年 例外：3 年（病氣等）

## 教育訓練給付

一 般	3年以上（初めては1年以上） 受講料の20%（上限10万円）
特 定 一 般	3年以上（初めては1年以上） 受講料の40%（上限20万円）
専 門 実 践	3年以上（初めては2年以上） 受講料の50%（上限40万円） 就職に繋がったら、プラス20%
教 育 訓 練 支 援 給 付 金	専門実践を受給する人で45歳未満 基本手当の80%

## 雇用継続給付

高 年 齢 雇 用 継 続 給 付	60歳到達月から65歳到達月まで
高 年 齢 再 就 職 給 付	残日数が100日以上ある場合最大2年間 200日以上：2年間 100日以上：1年間
要 件	雇用保険の被保険者期間が5年以上 60歳以上65歳未満 60歳以降の賃金が75%未満
支 給 額	賃金の最大15%

## 育児休業給付

満1歳未満の子を養育、休業前の67%（6ヶ月経過後は50%）

## 国民年金の被保険者

	第1号	第2号	第3号
対象者	自営業者・学生等	会社員・公務員	第2号の被扶養配偶者
年齢要件	20歳以上 60歳未満	なし	20歳以上 60歳未満
居住要件	国内居住	なし	国内居住
保険料	16,590円	18.30% 標準報酬月額 上限65万円 標準賞与150万円	負担なし

## 老齢基礎年金

資格期間が10年以上の人が65歳になったとき  
年金額満額：780,900円

## 加給年金

厚生年金の被保険者期間が20年以上  
65歳未満の配偶者または18歳到達年度の末日までの子  
(20歳未満で障害等級1級または2級の未婚の子)

## 在職老齢年金の減額調整 (厚生年金部分のみ)

60歳未満 28万円以下、60歳代後半 47万円

## 障害給付

	障害基礎年金	障害厚生年金
受給要件	障害等級 1 級・2 級	障害等級 1 級・2 級・3 級
納付要件	納付済(免除含む)2/3 以上	同左
年金額	1 級は 2 級の 1.25 倍	3 級 : A 2 級 : A + 配偶者加給年金 1 級 : A × 1.25 + 配偶者… 300 月に満たない場合は 300 月

## 遺族給付

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
受給範囲	18 歳の 3/31 までの子 同上の子のある配偶者	妻・夫・子、父母、孫、祖父母 夫・父母・祖父母は 55 歳以上
その他	寡婦年金 10 年以上婚姻関係 妻が 65 歳に達するまで	年金額は 3/4 相当額 300 月に満たない場合は 300 月

## 自営業者等のための年金制度

国民年金基金	月額 68,000 円 全額社会保険料控除
小規模企業共済	掛金 1,000 円～70,000 円 全額小規模企業共済等掛金控除
中 退 共	掛金は全額事業主負担 企業の従業員全員（役員・個人事業主は不可） 事業主の同居親族で使用従属関係があれば可

## 確定拠出年金

	企業型	個人型 (iDeCo)
対象者	60歳未満 (規約で65歳まで延長可)	60歳未満 自営業者・主婦等
拠出限度	確定給付型を実施していない <b>660,000円</b> 個人型加入認める場合 <b>420,000円</b> 確定給付型を実施している <b>330,000円</b> 個人型加入認める場合 <b>186,000円</b>	①自営業者等 <b>816,000円</b> ②厚生年金で企業型未実施 企業型DCも確定給付型も <b>276,000円</b> 企業型DCのみ実施 <b>240,000円</b> 確定給付型のみ <b>144,000円</b> 公務員等 <b>144,000円</b> ③専業主婦等 <b>276,000円</b>
通算加入期間が10年以上、60歳以降に受給できる(70歳までに開始) 老齢給付金一年金受取：雑所得(公的年金等) 一時金受取：退職所得		

## 保険契約者保護機構

生命保険		破綻時点の責任準備金の <b>90%</b>
損害保険	自賠責保険	<b>100%</b>
	地震保険	
	自動車保険	<b>80%</b> 破綻後 3 ヶ月は <b>100%</b>
	火災保険等	
	短期傷害保険	
	海外旅行傷害保険	
	年金払積立傷害保険	<b>90%</b>
	その他の疾病・傷害保険	
少額短期保険業者や共済は加入対象外		

## 個人年金保険料控除の要件

年金受取人 = **契約者** または **配偶者**  
年金受取人 = **被保険者**  
払込期間 **10 年** 以上  
確定年金・有期年金の場合は、  
受給開始日の年齢が **60 歳** 以上、受取期間が **10 年** 以上

## 生命保険と税金

所得税	非課税限度額＝500万円×法定相続人の数
贈与税	110万円の基礎控除
所得税	一時所得 ＝保険金－払込保険料－特別控除（最大50万円） の1/2を他の所得と総合
所得税	雑所得＝その年に受け取る年金額－必要経費

## 法人契約生命保険と税金

契約者：法人 被保険者：役員・従業員 保険期間3年以上の定期保険等 最高返戻率が50%超				
最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上期間の処理	取崩期間	取崩期間の処理
50%超 70%以下	保険期間の 4割相当	40%資産 60%損金	保険期間の 7.5割相当	・資産計上 期間で資産 計上した金 額を取崩期 間で均等に 取崩し損金 ・取崩期間 に支払った 保険料は全 額損金
70%超 85%以下	保険期間の 4割相当	60%資産 40%損金	経過後から 期間終了迄	
85%超	原則、開始 日から最高 解約返戻率 となる期間 終了日	10年： 最高返戻率 ×90%資産 それ以降： 最高返戻率 ×70%資産	解約返戻金 相当額が最 も高い金額 となる期間 経過後から 期間終了迄	



## 損害保険（火災保険）

住宅火災保険 ○	火災・落雷・爆発・破裂・風災・ひょう災・雪災 消防活動による水濡れ
住宅総合保険 ×	地震・噴火・津波 白あり被害

## 損害保険（地震保険）

火災保険の 30～50%の範囲 建物 5,000 万円 家財 1,000 万円 保険期間：原則 1 年 火災保険が 5 年超の場合は 5 年ごとも選択可 保険金：全損 100% 大半損 60% 小半損 30% 一部損 5% 地震後 10 日以上経過した後に生じた損害は保険金が支払われない
--

## 損害保険（自動車保険）

自賠責保険 対人賠償事故のみ補償 死亡事故 3,000 万円 傷害事故 120 万円 後遺障害 75～4,000 万円 保険期間：原則 1 年 火災保険が 5 年超の場合は 5 年ごとも選択可 保険金：全損 100% 大半損 60% 小半損 30% 一部損 5% 地震後 10 日以上経過した後に生じた損害は保険金が支払われない
---